平成２２年（フ）第１５７号
神奈川県厚木市関口798番地２　ドエル平井Ｂ―201
債務者　小林ふじみ（旧姓眞邉）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６２号
神奈川県平塚市東真土４丁目３番14―101号シュロハイツ
債務者　丸山　春信
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６４号
神奈川県平塚市纏478番地の２　ハイムボナール202号、旧住所神奈川県平塚市四之宮７丁目10番24号　メゾンサンライトＤ―201号
債務者　佐藤　庸子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７１号
神奈川県平塚市札場町25番２号
債務者　内田　誠一
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２号
新潟県新発田市豊町４丁目９番16号　コーポマロン208
債務者　加藤　清美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８４号
愛知県江南市東野町神上129番地　パークシティ江南一番街410号
債務者　谷川美予こと　盧　　美予
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８５号
和歌山市本脇648番地の61
債務者　中尾　鈴子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１号
和歌山県紀の川市東野410番地12
債務者　神野　美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５号
和歌山県岩出市根来493番地の18
債務者　中谷　協美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
香川県さぬき市津田町津田164番地３
債務者　平松　和幸
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８５号
香川県綾歌郡綾川町山田上甲559番地
債務者　内海　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９４号
香川県高松市屋島西町2445番地12ダイアパレス406
債務者　玉井　優子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６７号
長崎県諫早市小長井町小川原浦375番地５
債務者　松永　正之
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
長崎県諫早市小長井町小川原浦375番地５
債務者　松永　節子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
長崎県諫早市西里町431番地３
債務者　松尾　雅也
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県大村市池田新町763番地180　池田アパートニ棟15号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
長崎県諫早市小長井町井崎683番地１、前住所長崎県諫早市高来町溝口21番地
債務者　川野　和恵
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係